



「あずましい余市カフェ」を開催します！

認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、利用者を限定せず、認知症の方やその家族、地域住民、専門職の方などが気軽に集い、情報交換や交流することを目的として開催します！

今回は、コーヒーを飲んだり、おしゃべりをしたり、のんびりとお過ごしいただく「あずましい余市カフェ」です。楽しい「脳トレ」のほか、希望者は簡単な「花モチーフ作り」もできます。専門職への相談も可能です。

日時：4月23日（木）13：00～15：00（出入り自由）

場所：余市テラス（黒川町10丁目3番27） メニュー：飲み物・ケーキ 各100円

申込期日：4月20日（月）まで

申込み・問合せ 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156



国民年金に関するお知らせ

○学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。

ただし、次の対象者に該当している方であれば、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

対象者：学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生
※ただし、前年所得が128万円以下

必要書類等：

- ①マイナンバーがわかる書類（マイナンバーカード、マイナンバー住民票等）
または基礎年金番号がわかる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書等）
- ②学生証のコピー（または在学証明書）

○手続きをせず、保険料を未納にしておく

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができないなど、年金請求の際に不利益になってしまいますので、支払いが困難な場合は、手続きを忘れずに行ってください。

なお、申請は年度ごと（毎年）必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

○猶予された保険料について

猶予された保険料は、そのままにしておくとも将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内に納めること（追納）で、年金額に反映させることができます。

○令和7年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

令和8年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校に在学中の方は、ハガキに必要事項を記入・返送することで令和8年度の申請ができます。（学生の証明書類不要）

※追納を希望する場合、または令和8年度は学生納付特例制度を利用せずに保険料の支払いを希望される場合は、お近くの年金事務所に問合せください。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-33-5026

広告

Reform
お家のリフォーム・修理

水回り 外部工事 室内リフォーム

高英建設株式会社
KO-EI KENSETSU

【電話・FAX】お気軽にお問い合わせください
0135-25-4028
【現場に出ていると不在あり】
お急ぎの方はケータイ電話に **090-8889-0494**

LINE友達募集
LINEで
お問い合わせOK!

〒046-0015 北海道余市郡余市町朝日町96-24

あなたの悩みに
面談 電話 **完全無料**
相談予約
ダイヤル **0134-23-8373**
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

気軽に
電話で相談 **011-281-8686** 1回15分
相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 おたる法律相談センター

広告